

宇都宮地方裁判所委員会（第30回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成28年11月16日（水）15：30～17：17

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

赤羽 浩，秋山恵子，荒井雅彦，菅野雅之（委員長），田渕大輔，

塚本 純，中村正利，福澤英子，三浦一久，宮原保之，吉成 剛

※ 高橋大輔は欠席

（ゲストスピーカー）

宇都宮地方裁判所民事部 裁判官 日野周子

宇都宮簡易裁判所 裁判官 小瀬垣正一

（庶務）

横山真幸事務局長，関口眞一事務局次長，越田秀之総務課長，

篠塚宏器総務課課長補佐

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

塚本委員及び菅野委員から自己紹介があった。

(2) 委員長の選任

互選により，菅野委員が新委員長に選任された。

(3) 意見交換テーマに関する説明

委員長より，今回の意見交換テーマ（民事調停について）に関する説明が行われた。

(4) 民事調停に関する基本説明等

小瀬垣裁判官より民事調停に関する基本説明，日野裁判官より民事調停の現状と問題点等の説明が行われた。また，別紙の内容を題材として模擬調停を実

施した。

(模擬調停の様子)



(5) 調停委員から見た民事調停について

民事調停委員である福澤委員より、調停委員の視点から、民事調停に関する感想等が紹介された。

○ 今年で調停委員16年目になるが、任命当時は特定調停法が施行されたこともあり民事調停が繁忙であった。この間、社会情勢がどんどん変化していき、調停のやり方も変化し、日々研鑽の毎日であった。また、調停委員をやってみて、裁判所で扱う事件は本当に様々でびっくりしている。

事件の取下率は25パーセントとの話があったが、ある程度裁判所で不満を訴えたり、ある程度自分の訴えが解消できれば取下げでもよいという方もいるため、取下げだから民事調停をやってみて意味がなかったというのではないと感じている。

なお、実際の民事調停につき、一例を紹介したいと思う。

謝罪と慰謝料を求めるという事件で、最初は、申立書からだけでは、職場内のトラブルで何かあったのかなというくらいしか状況がよく分からないものであった。しかし、当日は相手方も来てくれて、調停委員会から双方の話を伺い、双方の思い等を調整したところ、当事者間のわだかまりも解け、申立人も「相手方はこう思ってくれていたのですね。これでもう結構です。」と言って、最後は二人が握手して解決したという事件があった。民事調停で

は、このような解決もあり、他の解決機関ではなかなかこのようなケースは難しいのではないかと感じたことがあった。

(6) 質疑応答及び意見交換

説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。

- 現状として裁判所に伺うが、問題点として、調停件数が増加していない、むしろ減少傾向にあると、調停成立率も高くないとのことであるが、制度としては日本の文化に馴染みやすそうで、一方で、このように件数が伸びない、成立率が上がらないということにつき、裁判所としてどのように分析しているのか。また、どういった事情があると感じているのか、そのあたりの感想を聞かせてほしい。（委員）

→ 裁判所のスタンスとしては、裁判所に来なくとも、他のADRで紛争の解決が図られているのであればそれでよいと思う。ただ、どうもそうではない、他のADRも伸びているというわけでもない、という話は全国的には漏れ聞こえてくる。そうすると、紛争はどこにいったのかという疑問があり、この点、一般の感覚からするとどうなのかと。やっぱり裁判所は敷居が高く、紛争があっても行きたくないという感覚があるのか、どうなのか。

実は、訴訟も減っている状況である。社会の流れを裁判所がどう受け止め、本当に手を差し伸べるべき人にどのように情報発信をしていくか、その辺りが裁判所の悩みとなっている。（説明者）

- 本日出席するにあたり、民事調停はどのような制度なのかといろいろ調べたが、公共性の高いインターネットのサイトでは本日の説明と同じようなことが触れられている一方で、個人の方が発信されているもの、いわゆる口コミでは、リアルな体験として伝わっているのかなと、そうするとやはりデメリットの部分に文面が割かれていて、サイトでの検索の一例を挙げると、調停の4つのデメリットというのが載っていて、「欠席されると手立てがな

い。」、 「平日しか調停が開かれない。」、 「調停は時間がかかる。」、 これは実際どれくらい現状を反映しているか分かりかねますが、「すんなり話がまとまらなければ数か月、簡単に半年は経過、場合によっては1年かかることもあります。」と書かれている。それと、「調停では必ず結果が出るとは限らない。」とネガティブなことが書かれている。PRする方はいいことを書くのは国民はおそらく分かっている、本音レベルでは実際どうなのよと、こちらのサイトのようなものを見てしまうと思う。そういう意味で広報の難しさがあると感じた。（委員）

- 主観的な意見になるが、ポイントとしては、訴訟事件も増えておらず、全体として紛争が裁判所に持ち込まれていない傾向があると思う。その原因がどこにあるのか、なかなか分からなくてみんな困っているところであるが、おそらくは人口が伸びず、どちらかという減っていることが一つあるのかなど。全体としての経済活動が一般的に大きくなっていない、全体的なパイが大きくなっていない、経済活動は一部に集中して大きいところではやっているが、一般国民レベルではあまり経済活動が盛んになっていないところがあって、裁判所に持ち込んで解決しようという紛争が増えていないということを感じることもある。

調停はメリットがあって、日本という風土にあっていると感じるのだが、デメリットもそれなりにあって、メリットとデメリットを考えるとどちらをとるか、利用する国民も世知辛いところがあって、調停というのはお互い譲らないと成立しないので、模擬調停を見ても、お金を貸したと思う方が全額返ってこなく、しかも分割払いという悲しい結果になっており、それを呑まざるを得ないという形になっている。ただ、それが調停としておかしいかという決してそうではなく、あれはあれで一つの解決としてはとてもいいものだったはずである。ただし、利用者としては、「私、損した。」という感想を持ちがちだろうなど。要するに現代人は、自分が譲るということを合理

的に計算せず，100パーセント結果がほしいと考えてしまうと「調停ではな・・・」と考えがちなのかと思う。

お金を借りた側がまともな会社に勤めていて，場合によっては判決をもらって給与を差し押えて満額までとれるということなら，証拠があるなら裁判までやるかもしれない。しかし，貸したこと，返還約束があったという証拠がないケースもあり，裁判をやっても勝てるか慎重に検討しないとわからないのに，私の権利という権利意識ばかり持っている調停での互譲というものなかなか難しい。逆にお金を借りたとされる方も「あれはもらったものだ。」とばかり固執していると譲らない。実際なかなか折れない当事者はたくさんおり，そうすると，なかなか成立に至らない調停が増えてしまう。そのため，調停の利用率や成立率を増やしていくという根本的解決を見つけるのは難しいなというのが感想である。（委員）

- 市場経済では，人々の選択は市場が調整しているので，いろんなトラブルがないことがいいので，裁判所に来る全体の数が増えていないのであれば，そのときにそれをどうとらえるのか，根本的に考える必要があるのではないかと思う。経済のシステムと裁判・司法は違うと思うが，我々も日常生活をしているうえで，裁判所と縁がないことがいいわけで，そういう中で，数が増えていないのであれば，調停を無理して増やす必要はないという判断を考えてもいいのかもしれない。

メンタリティが変わり，最近の日本人はあまり妥協的ではなくなってきたと思う。現状分析としてメンタリティが変わってきたということと，調停という日本の良き制度を伸ばしていきましょうということが，どこまでできるのか。

広報の問題も出てきているが，広報というのはたぶん二つ，日本の社会を変えましょうという広報と，もう一つは，問題があるときに協力しますよというのがあって，広報もいろいろあるので，今日の議論でも整理をしたほう

が良いと思う。

まとめると、裁判所はどこまでやるのかということ踏まえて議論したほうがよいと思う。（委員）

→ 裁判所が本来どこまで司法サービスとして積極的に行うのがいいのか。

あまり裁判所に縁がないということが一般的には良い状況というわけで、ただ、他方で、格差が拡大する中、費用的にも時間的にもいろんな問題があって、泣き寝入りをしている方が多々いるとの御指摘もある。そうすると、調停は、裁判所の手続の中で、最も安い費用と、最も手間のかからない準備で進めることができる手続きであることは事実なので、そういうものを裁判所も本来どう位置付けていくのがいいのか、力の入れ具合をどうすればいいのか、こちらも模索しているところである。是非そのようなことを含めて、感想をお聞かせいただければと思う。（説明者）

- 上記の御指摘の裏に隠れていることであるが、世の中全体が幸せで紛争が少ないかという決してそうではない。隠れている紛争がどういうものかという、圧倒的に力に差があって、調停では解決するにはふさわしくないと、訴訟に持ち出すしかない。しかし、訴訟に持ち出して弱い方が勝てるかという、どうも勝てそうにもないというような、制度としての行き止まりがあるような気がする。権利を救済してほしいという人がなかなか訴訟制度を利用しにくい、なぜかという立法がそうなっているからという問題が多々あるような気がする。そうすると裁判所としてはどうしようもない。やはり立法政策というものや行政政策というものがきちんと働いていかないと、裁判所自体が歯ぎしりしても解決しないという社会構造が出現しつつあるのではないかということが一つの懸念としてある。もう一つ明らかにおかしいだろうというもので、刑事事件になってしまって、もうける方が犯罪だと覚悟してやっている場合、被害者を何とか救済しなければいけない状態であることは間違いないのだけれども、裁判というものはある意味平等の力関係のあ

る者の間の権利義務を裁判所が宣告するという制度なので、最初から俺はかまわないと開き直って犯罪で利益を得る者に対して、なかなか被害者救済というのは個別の力ではできないという部分も大分に多いような気がする。そうなる司法制度が本来持っている限界をなかなか突破できないで、悔しがっている状況があるのかなという感じがして仕方がない。

また、調停制度について、裁判所に教えていただきたいことが一つあり、当事者の利害が対立しており、場合によっては感情的に反発しているという当事者が調停に出頭することがあるが、今回の模擬調停では最初と最後に当事者が同席していたが、実際は、当事者間の衝突というか反発を配慮しなければいけないと思うこともある。調停の期日において、当事者が同席することについて、制度はどうなっているのかということと、実務上の配慮をどうされているか教えていただけたらありがたい。（委員）

→ 制度的には、両方あり得るが、運用として、あまり対立がないものは最初と最後は一緒にという事案もあるし、リスクがあるものはずっと別々というものもある。（説明者）

○ 実際当事者になったとき、調停という仕組みが分かったとして、自分が関わる事案が、調停がいいのか、裁判がいいのか、まず、そう考えると思うが、その際、相談を受け付ける仕組みというのはあるのか。（委員）

→ 簡易裁判所では、調停も裁判も受け付けているので、窓口にお越しただければ、職員の方で、それぞれどういう手続きということを御説明することができる。まずは裁判所に直接来ていただけるのがよいと思う。（説明者）

○ 弁護士さんをお願いすると費用が発生するんだろうなと。調停にしても裁判にしてもお金がかかる。実際いくらかかるのか。（委員）

→ 例えば100万円の請求をすとして、調停では手数料5,000円、訴訟だと倍の10,000円である。後は切手代など。（説明者）

- 依頼者の方と弁護士との間でどのように弁護士費用を決めるかという、利益の大きさであるとか、事件の難しさや易しさ、時間がどのくらいかかりそうかなど、相談して決めなくてはいけないので、なかなか一律これくらいと相場的に申し上げることができない。ただし、ガイダンスとしては法律相談という形で相談していただければよいので、だいたい20分から30分程度で5000円プラス消費税という基準がある。

弁護士に知り合いがない方は、栃木県弁護士会で法律相談ということで受付をしているので、だいたいどの方向にいただければよいのかアドバイスできると思う。(委員)

- 素人向けに模擬調停をやっただき、内容については非常に良く分かった。

私どもも行政の相談を受ける窓口を有しているが、みなさん権利意識を持っており、なかなか妥協をしない風潮があることは肌で感じている。

行政だけでは解決できない問題が沢山あって、弁護士や司法書士などの力を借りて市民の問題解決にあたっているところ、調停を案内することも可能であると感じたので、私どもの広報を利用していただくなど、協力させていただきたい。(委員)

- 先ほど話が出たように、社会的に譲り合う精神というのがなくなってきているのかなと感じる。

裁判所に伺いたい点として、民事調停は譲り合いの解決ということで、100対0の解決というのではないのか。必ず、80対20とか50対50などになるのか。

また、調停が不成立だった時に、それはほとんど訴訟に移行するのか。(委員)

→ 100対0の解決は理論的にはあり得る。調停ということで来た場合には、仮に100対0であっても、元本は全部払ってもらえけれど、遅延損

害金くらいはまけてあげるとというのが、実際、現実的なのかなという感じがある。

また、調停がまとまらなかった後、訴訟にみんな来ているのかという点は、裁判所ではなかなか把握しにくいところがある。事案の内容によって、証拠がちゃんと固まっているようなのは訴訟に行くだろうし、そうではないものは、あきらめてしまうケースも多いと思うので、何とも言えない。

(説明者)

- 訴訟と調停で、感情的なバックグラウンドというものが、やはり訴訟にまで行く方が感情的に過剰なのか。訴訟というのは公開で、調停は非公開であるので、公開の場で決着してやろうという感情的なものがあるのかどうか。

(委員)

→ 世間一般的には、そういうことがよく言われることがある。調停の方は、やはり根っこが話合いの解決という事なので、はなから話合いは無理と思うようなものは、それはある意味やっても無駄でしょうということはある。

しかし、実際に事件をやっていると、そうはいつでも調停でも相当対立が激しいのも来るし、訴訟で来ても話してみたら、ずっと話し合いができるのも実際にはある。

ただし、大きな傾向としては、やはり訴訟の方が、なかなか他に手段がない、思い切ってやるしかないというタイプの事件が来ている感じがする。

(説明者)

- 具体的な資料として、民事調停の終了事由というのは過去に遡ってデータを取れるのではないか。客観的な数値として、現状を理解するのに役立つと思う。(委員)

→ 過去10年間で見て、やはり純粋に合意ができて成立する率というのは徐々に下がってきている。大きく目立つ形ではないが徐々に下がってきて

いて、その分、裁判所が調停案として一度決定を出して、それに異議がない限り成立するという、先ほど説明にあった調停に代わる決定という制度の割合がある程度高まってきており、全体とすると同じくらいの感じがある。裁判所として少し積極的に手を差し伸べないと、当事者に任せたままとなかなか成立しにくくなっている傾向があるかもしれない。（説明者）

- 調停に代わる決定というのは異議が出なければ決まるという事であるが、異議が出る件数というのはどの程度あるのか。（委員）
 - 若干の食い違いがあり、合意ができなかったという場合に調停に代わる決定を出すことが多い。もうこれしかないということで決定を出すという状況であるから、実際はあまり異議が出ていない。（説明者）
- 全体でいうと45パーセント、半分近くは一応調停で決まっていると。その数字があまり変わっていないという御説明でよろしいか。
 - そのとおりである。（説明者）
- 先ほど100対0の調停の解決があるのかとの話があったが、そのような解決はあると思う。模擬調停を見て私だったらどういう解決を提案するのか考えたが、申立人が30万円でいいということであったが、50万円の債務自体を認めてもらって、30万円払ったらそれでよいという解決だったら、申立人はもう少し納得するのではないかと思った。そうであれば100対0に近い。

もう一点、デメリットがインターネットにたくさん出ているという話のなかで、調停はとても時間がかかるというものがあつたが、調停委員会の調停案を、まだ受け入れてもらえないときにどうしても2回3回と時間を要したり、あくまでも当事者が納得できるというのが重要であると思う。（委員）

→ 昔は、特に訴訟をやれば2年3年かかるという意識があつたが、それが徐々に短くなってきている。調停の方が訴訟よりも平均審理期間は圧倒的

に短いが、それでもやはり、今の若い方々の感覚からすれば「半年もかかるのなら、とてもね。」という面もあるのだろうと思う。この点は、ニーズを踏まえて、どのような運営をしていくかということも、裁判所として考えていかなければならないと思っている。（説明者）

(7) 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会は、平成29年5月17日(水)午後1時30分から開催したい。議題についてであるが、委員の方それぞれの立場から、裁判所への提言や要望など、裁判所への思いを聞かせていただき、それを次回の議題としたい。

以 上

(別紙)

模擬調停の題材

<申立人の請求>

相手方は申立人に、50万円及び利息を支払え。

申立人は、平成27年4月15日に、相手方に頼まれて50万円貸したが、その後催促しても全く返してもらえない。

<当事者の言い分>

(申立人)

私は、平成27年4月初めころ、当時付き合っていた相手方から「自動車の購入資金が50万円足りないので、貸してくれないか。」と頼まれ、「夏のボーナスが出たら利息を付けて必ず返す。」という相手方の言葉を信じて、同月15日に相手方に対し50万円を渡しました。その後、相手方と別れたこともあって、再三返還を求めましたが、相手方は1銭も返してくれません。そこで、今年の5月頃に相手方宅を訪ねて50万円の返還を求めたところ、相手方から「今度請求すればただでは済まさないぞ。」などと脅かされ大変怖い思いをしました。

相手方の態度は許せません。貸した50万円とボーナスが出てからの利息を請求します。

(相手方)

申立人の主張する日に50万円を受け取ったことは確かですが、そのお金は、当時二人で乗っていた車の購入代金を申立人が負担してくれたものであって、返すという約束などしていませんので、申立人の求めに応じることはできません。また、付き合っているときは私もいろいろ申立人のためにお金を出していました。

申立人は、私と別れた後、返す必要のないお金をしつこく請求してくるので、本当に迷惑しているのです。